

給与所得金額の計算

給与所得の金額は、収入金額に応じて次のように計算されます。

収入金額	給与所得金額	
～650,999 円	0 円	
651,000 円～1,899,999 円	収入金額－650,000 円	
1,900,000 円～3,599,999 円	収入金額÷4 (千円未満切捨て) 算出金額：A	A×2.8－80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円		A×3.2－440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000 円	
8,500,000 円以上	収入金額－1,950,000 円	

【所得金額調整控除】

次の(1)または(2)のいずれか、もしくは両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額も加えて控除します。※(1)(2)ともに適用がある場合は、(1)の控除後の金額から(2)を控除します。

(1)	給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③に該当する場合は、[給与等の収入金額(1,000万円上限)－850万円]×10%により算出した金額。①本人が特別障害者に該当する、②23歳未満の扶養親族を有する、③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
(2)	給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額を有し、その合計が10万円を超える場合は、次の計算により算出した金額。「給与所得金額の計算」で算出した金額(10万円限度)＋「公的年金等(雑)所得金額の計算」で算出した金額(10万円限度)－10万円

公的年金等（雑）所得金額の計算

公的年金等（雑）の所得の金額は、収入金額に応じて次のように計算されます。

年齢65歳未満

公的年金の収入①	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	①－60万円	①－50万円	①－40万円
130万円超 410万円以下	①×75% －27.5万円	①×75% －17.5万円	①×75% －7.5万円
410万円超 770万円以下	①×85% －68.5万円	①×85% －58.5万円	①×85% －48.5万円
770万円超 1,000万円以下	①×95% －145.5万円	①×95% －135.5万円	①×95% －125.5万円
1,000万円超	①－195.5万円	①－185.5万円	①－175.5万円

年齢65歳以上

公的年金の収入①	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	①－110万円	①－100万円	①－90万円
330万円超 410万円以下	①×75% －27.5万円	①×75% －17.5万円	①×75% －7.5万円
410万円超 770万円以下	①×85% －68.5万円	①×85% －58.5万円	①×85% －48.5万円
770万円超 1,000万円以下	①×95% －145.5万円	①×95% －135.5万円	①×95% －125.5万円
1,000万円超	①－195.5万円	①－185.5万円	①－175.5万円